

保護者のみなさんへ

妙高市教育委員会

## 就学援助制度について（お知らせ）

妙高市では、小中学生を対象に学校でかかる学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けています。援助を希望される場合は、お子さん1名につき1枚の申請書を提出してください。なお、申請は毎年度必要となります。

## 【援助の対象者】

- ① 生活保護（教育扶助）を受けている方 …… 《要保護児童生徒》
- ② 前年度又は当該年度に次のいずれかに該当する方 …… 《準要保護児童生徒》
  - ア. 生活保護の停止又は廃止の措置を受けた方
  - イ. 世帯全員が市民税非課税の方
  - ウ. 申請時点で児童扶養手当の支給を受けている方（児童手当ではありません。）  
※支給が停止した場合は、援助の対象外となります。
  - エ. 生活福祉資金の貸付を受けている方
  - オ. 市民税、事業税、固定資産税、国民年金の掛金、国民健康保険税のいずれかの減免等を受けている方
  - カ. 世帯（学生を除く全員）の前年（令和元年年分）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯（世帯の状況によって基準が変わりますので、参考としてご覧ください。）

家族構成〔例〕		世帯の総所得金額〔目安〕
3人	父（30代）、母（30代）、小学1年	248万円程度まで
4人	父（30代）、母（30代）、小学3年、小学1年	304万円程度まで
5人	父（30代）、母（30代）、小学4年、小学1年、2歳児	321万円程度まで
6人	父（40代）、母（30代）、中学2年、小学4年、祖父（60代）、祖母（60代）	397万円程度まで

※ 給与所得者の場合は「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は確定申告の所得金額が目安です。

※ イ又はカを理由に申請される方で、世帯員の課税状況や所得金額が確認できない場合は、市役所にて住民税の申告が必要です。（所得金額が0円の場合も申告が必要です。）

※ 障害者手帳を持つ方や障害年金を受けている方がいる世帯は、基準が変わる場合がありますので、その方の氏名及び級がわかる書類の写しを添付してください。

## 【申請受付期間・申請方法】

- 希望される場合は、申請書を **令和2年4月1日(水)から30日(木)までに、在籍している学校へ提出**してください。（申請書等は、学校又は市教育委員会こども教育課にあります。）  
※上記の申請受付期間に間に合わない場合でも**随時受付**します。認定になった場合は、申請書を受け付けた月分から援助します。申請書の提出忘れにご注意ください。  
※原則、民生委員からの所見は求めませんが、認定時に必要となった場合は、所見を求めることがあります。  
※申請前に認定になるか判定することはできません。援助を希望される場合は、申請書を提出してください。
- 添付書類（減免決定通知書や所得証明書等）が必要な方は、**申請書と一緒に提出**してください。**提出がない場合は、認定の判定ができません。また、申請書に記入漏れがある場合も、認定の判定ができないことがありますので、ご注意ください。**

裏面もご覧ください

【要保護児童生徒へ援助する経費】

援助費目	支給区分	援助額（R2年度）	
		小学校	中学校
修学旅行費	実費支給	実費額	実費額
医療費	実費支給	医療券発行	医療券発行

【準要保護児童生徒へ援助する経費】

援助費目	※	支給区分	援助額・限度額（R2年度）	
			小学校	中学校
学用品費	○	年定額支給	11,630円	22,730円
通学用品費（1学年除く）	○	年定額支給	2,270円	2,270円
校外活動費（宿泊なし）	○	実費支給（限度額あり）	1,600円	2,310円
校外活動費（宿泊あり）	○	実費支給（限度額あり）	3,690円	6,210円
新入学児童生徒学用品費等	○	年定額支給	51,060円 入学前に支給	60,000円 入学前に支給
修学旅行費	○	実費支給	実費額	実費額
通学費（電車等定期券分（条件あり））	○	実費支給（限度額あり）	40,020円 定期券等提出	80,880円 定期券等提出
給食費	●	実費支給	実費額	実費額
医療費	●	実費支給	医療券発行	医療券発行
通院費	●	実費支給	実費額	実費額
児童生徒会費（学級費、クラス会費を含む）	○	実費支給（限度額あり）	4,650円	5,550円
PTA会費	○	実費支給（限度額あり）	3,450円	4,260円
クラブ活動費（課外の部活動を含む）	○	クラブ活動毎に算定した経費による実費支給（限度額あり）	2,760円	30,150円
日本スポーツ振興センター災害共済費	●	実費支給	実費額	実費額

◎ 総合支援学校に在籍の場合……対象経費：医療費、通院費、児童生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、日本スポーツ振興センター災害共済費

◎ ※欄について……・妙高市に住民登録があり、妙高市外の学校に在籍の場合の対象経費：○  
・妙高市外に住民登録があり、妙高市の学校に在籍の場合の対象経費：●

～ 注意事項 ～

- 1 校外活動費（宿泊なし・あり）は、交通費及び見学料のみ援助対象となります。
- 2 新入学児童生徒学用品費等は、小中学校入学前に支給します。「①入学前の3月時点で妙高市に住民登録があり、入学後も妙高市に住民登録がある」、「②入学前の3月時点で準要保護児童生徒の認定を受けている」の両方（①・②）の条件を満たす場合に援助対象となります。市外転出等をした場合は、援助費を返還いただく場合があります。申請後に市外転出等をするようになった方は、速やかに申し出てください。
- 3 医療費の対象は、学校保健安全法に定めのある「結膜炎、中耳炎、寄生虫病、むし歯」などの疾病にかかる医療費が援助対象となり、学校の健康診断で該当の疾病が見つかった場合は、医療券を発行しますので、必要な方は学校にお知らせください。
- 4 申請後に申請内容（申請理由や世帯の状況等）の変更がある場合は、速やかに申し出てください。変更内容によっては、援助費を返還いただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 5 こちらのお知らせには、参考として令和元年度の情報を掲載しています。変更になる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

【認定結果の通知方法】

4月に申請した場合は、7月上旬～中旬（予定）に認定結果を郵送いたします。

【支給時期】

年3回（8月、12月、3月の予定）保護者の口座に振り込みます。  
ただし、修学旅行等が3月実施の場合、支給は4月となります。

【問い合わせ】

妙高市教育委員会こども教育課学校教育係 電話：74-0037（直通）